

国際人道法と国際人権法の相互作用

— 人道法は人権法に優先するのか —

松 葉 真 美

- ① 「テロとの戦争」の中、米国に拘束されたテロ容疑者に対する非人道的な取扱いの疑いが提起されている。このことは、個人は、その生命と尊厳といった基本的な権利を常に保障されるべきであるにもかかわらず、国際法上、戦時と平時に異なる法体系が機能してきたため、法の保護の隙間に陥ってしまったものがあることを表している。
- ② 国際法上、戦時には国際人道法が、平時の人権保障については国際人権法が適用される。国際人道法は、戦闘の手段・方法の規制と戦闘員や文民の保護を規定する。一方、国際人権法は、個人の国家権力からの自由と保護を一般的に規定している。両者は、異なる起源を有し、それぞれ独立して発展してきたが、個人の生命と尊厳の保護という目的と規範を共有している。
- ③ 今日では、国際人道法と国際人権法が適用される状況は、戦時、平時というように単純には二分できず、より複雑化している。そこで、1960年代後半から、国際人権法が戦時にも継続して適用されることが、国際連合や人権条約機関の議論、及び判例を通して認められるようになってきた。
- ④ 国際人道法と国際人権法が同時に適用されるとなると、次に、両者の競合関係が問題となる。国際司法裁判所や米州人権委員会は、国際人道法を「特別法 (*lex specialis*)」と表現した。「特別法は一般法に優先する」という原則に従うと、国際人道法は国際人権法に常に優位して適用されることになりうる。
- ⑤ たしかに、戦時という特殊な状況に適用されるべく形成されてきた法である以上、国際人道法は、特別法としての性質を有する。しかし、国際人道法と国際人権法は、個人の生命と尊厳の保護という目的と規範を共有しているのであるから、両者に適用関係の序列をつける必要はない。むしろ、その目的の実現に向けて、互いに補完的に適用されることが求められている。すなわち、国際人道法の適用対象の限定性や履行確保制度の弱さは、国際人権法の適用によって補われることが期待される。また、人権条約の領域的管轄の限界や、緊急時における権利保護義務の離脱規定による保護の隙間は、国際人道法によって補われることが望まれている。

国際人道法と国際人権法の相互作用 —人道法は人権法に優先するのか—

外交防衛課 松葉 真美

目 次

はじめに

I 「テロとの戦争」時に適用されうる国際法

II 国際人道法と国際人権法

1 国際人道法

2 国際人権法

III 武力紛争時における人道法と人権法の交錯

1 両法の収束的發展

2 判例・解釈の展開

IV 国際人道法は特別法 (*lex specialis*) か

1 特別法と一般法

2 補完的な適用に向けて

おわりに

はじめに

2001年9月11日、大規模なテロ攻撃（以下、9.11テロとする）を受けた米国は、「テロとの戦争（war on terror）」という新しい表現を世界に浸透させた。そして米国は、この「戦争」を通じて、それまでアフガニスタンを実質的に支配していたタリバン政権の兵士や、テロリスト集団であるアルカイダ構成員を拘束し、キューバにあるグアンタナモ米軍基地に収容してきた。しかし、これらの被拘束者の取扱いについて、拷問に相当する行為の実行、弁護士との接見の機会の剥奪等、様々な非人道的な取扱いの疑いが提起されている。だが米国は、タリバン兵士やアルカイダ構成員には捕虜資格が認められないと発表しており⁽¹⁾、自国が戦争状態にあることを認識しているものの、敵兵であるタリバン兵士やアルカイダ構成員は、戦時に適用される国際人道法、特に捕虜の取扱いについて定めたジュネーヴ第三条約⁽²⁾上の保護の対象ではないという。

では果たして、グアンタナモに拘束されている者たちには、何らの保護も与えられないのであろうか。確かにタリバン兵士やアルカイダ構成員の捕虜資格の有無は議論があるところである⁽³⁾。しかし、たとえある個人に捕虜資格が認められないとしても、紛争によって影響を受ける者は、すべての場合において人道的に取り扱われなければならないという、国際人道法上の最低限の保護を受ける権利が認められないのだろうか。あるいは、その者が国際人道法上の保

護を受けられないとしても、生命に対する権利、拷問または残虐な刑の禁止などを規定した国際人権法に基づいた保護を受けられないのだろうか。そもそも、国際人道法と国際人権法は、互いに排他的に適用されるものなのだろうか。

本稿は、こうしたグアンタナモ基地の被拘束者に適用されるべき法は何であるのかという疑問に端を発した、国際人道法と国際人権法の関係について考察する。通常、国際人権法は平時に、国際人道法は戦時という特別な状況に、適用されるものとされてきた。しかし、近年の判例や国際機関の議論の積み重ねから、国際人権法の適用が戦時に停止するものではないことが明らかになってきた。すると次に、国際人道法と国際人権法の競合関係が問題となる。本稿は、まず「テロとの戦争」の法的地位とその適用法規について簡潔に述べる。次に、国際人道法と国際人権法の共通点と相違点を概観し、最後に、国際司法裁判所(International Court of Justice 以下ICJとする)と人権条約機関の議論を通して、この2つの法体系の適用関係について考察する。

I 「テロとの戦争」時に適用されうる国際法

国際法は、伝統的にその適用を「平時」と「戦時」に二元化し、それぞれの次元において異なる法体系が機能すると想定してきた⁽⁴⁾。そして国際法上、「戦争」とは、二以上の国家間で、一方が他方を征服する目的をもって行われる武

(1) *The White House Fact Sheet Status of Detainees at Guantanamo*, Feb. 7 2002. <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/02/20020207-13.html>>; *DoD News Briefing-Secretary Rumsfeld and Gen. Myers*, Feb. 08 2002, DoD News Transcript. <<http://www.defenselink.mil/transcripts/transcript.aspx?transcriptid=2624>>; 森川幸一「「対テロ戦争」への国際人道法の適用—「テロリスト」の取扱いをめぐる米国での議論と日本の捕虜法制を中心に」『ジュリスト』No.1299, 2005.10.15, pp.74-77.

(2) 「捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約」(昭和28年条約第25号)

(3) 新井京「「テロとの戦争」と武力紛争—捕虜資格をめぐる」『法律時報』74巻6号, 2002.5, pp.18-21; 苅込照彰「国際人道法上の捕虜」『レファレンス』636号, 2004.1, pp.46-73; Yoram Dinstein, *The Conduct of Hostilities under the Law of International Armed Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, pp.47-49.

力闘争をいう⁽⁵⁾。戦争が違法化された現在では、このような正式な意味での国家間の武力衝突が起こることは少なくなった。しかし、武力紛争は各地で起きている。現実には武力紛争が起きているのであれば、その紛争の開始原因が何であれ、その状況は「戦時」であり、そこには戦時に適用される国際法、すなわち国際人道法が適用されることになる。

9.11テロまで、テロリズムは、基本的に国内法に基づく普通犯罪 (ordinary crime) と捉えられており、そこでは通常、武力紛争時に適用される法が発動されるほどの烈度の暴力は想定されていなかった。したがってテロが発生しても、そこには武力紛争は存在せず⁽⁶⁾、国家は刑事法を適用して犯罪者であるテロ行為者を処罰することになる。国境を越えたテロの捜査、処罰には、国家間の司法協力や国際刑事法の適用が求められる⁽⁷⁾。また、被疑者であるテロ行為者の身体的自由及び安全、公正な裁判を受ける権利などは、国内法上の人権保護規定、あるいは国際人権法によって保障される。

しかし米国は、その被害の重大性から、9.11テロを戦争行為であるとみなし、自らの対アフガニスタン軍事行動も、個別的・集団的自衛権に基づく正当な行為であると主張した⁽⁸⁾。この軍事行動の合法性は議論が分かれるところであるが⁽⁹⁾、そこに国際的武力紛争が起きていたことには疑いがない⁽¹⁰⁾。この国際的武力紛争は、2001年の12月中旬には終了したが、米国はその後アルカイダ組織の残党を殲滅するための軍事行動を断続的に行っている。そして、この「テロとの戦争」は、もはやアフガニスタン国内に止まらず、「地球規模のテロとの戦争 (global war on terror)」とも呼ばれ、テロを殲滅するための軍事力またはその他の強制力の行使を指すと考えられる⁽¹¹⁾。アフガニスタン攻撃から4年を経た2005年3月に発表された『米国の国家防衛戦略』は、「アメリカは戦争状態にある」と始まる⁽¹²⁾。ここから、今日、米国が世界的な対テロ「戦争」の中にいることを認識していることがわかる。

このように、米国が武力紛争の存在を認識し

(4) 古谷修一「「テロとの戦争」における国際人権法の役割—人権法の機能的拡張」『国際人権』No.17, 2006, p.3; Hans-Joachim Heintze, "On the relationship between human rights law protection and international humanitarian law," *International Review of the Red Cross*, Vol.86 No.856, December 2004, p.789.

(5) H. Lauterpacht ed., *International Law, a treatise, by L. Oppenheim, vol.II Disputes, War and Neutrality*, Seventh Edition, London: Longmans, 1952, pp.202-209.

(6) テロ行為の規制に関する諸条約は、武力紛争状態を適用対象外としている。古谷修一「国際テロリズムと武力紛争法の射程—9.11テロ事件が提起する問題」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』東信堂, 2004.

(7) 第二次世界大戦後、国際的なテロ行為の頻発に対し、国際社会は、個々のテロ行為を対象としたテロ規制条約を採択して対処してきた。条約は、特定の行為を国内法上の犯罪とすることと、容疑者を引渡すか処罰することを当事国に義務づけ、テロ犯罪の抑止を図っている。西井正弘「国際テロリズムと国際法」『国際問題』No.320, 1986.11, pp.19-33; 同「大規模国際テロと国際法」『国際問題』No.505, 2002.4, pp.6-11.

(8) UNDoc. S/2001/946, "Letter dated 7 October 2001 from the Permanent Representative of the United States of America to the United Nations addressed to the President of the Security Council"

(9) 米国のアフガニスタン攻撃の正当性については議論が喧しいが、さしあたり代表的なものとして、松井芳郎『テロ、戦争、自衛』東信堂, 2002; Christopher Greenwood, "International law and the 'war against terrorism'," *International Affairs*, vol.78 no.2, March 2002, pp.301-317.

(10) 古谷 前掲注(6), p.166; 米国自身も武力紛争の存在を認識している。例えば、アフガニスタン攻撃直後に出された大統領令は「国際テロリストは、……米国が軍事力を発動しなければならないような武力紛争状態 (a state of armed conflict) を引き起こす規模の攻撃を行った」と述べた。Military Order of November 13, 2001, "Detention, Treatment, and Trial of Certain Non-Citizens in the War Against Terrorism," *Federal Register*, Vol.66 No.222, Nov. 16, 2001, pp. 57833-57836.

(11) Charles Garraway, "The 'War on Terror': Do the Rules Need Changing?" *Chatham House Briefing Paper* September 2006, p.2. <http://www.chathamhouse.org.uk/files/3353_bpwaronterror.pdf>

(12) Department of Defense, *The National Defense Strategy of The United States of America*, March 2005, p. 5.

ている以上、米国が直面している状況は「戦時」であり、そこには国際人道法が適用される。では、このように「平時」から「戦時」へと状況が移行した場合、「平時」の国際法である国際人権法の適用は停止するのであろうか。

II 国際人道法と国際人権法

国際人道法と国際人権法は、異なった起源を有し、それぞれ別個の法体系として発展してきた。端的に言えば、国際人道法が、戦時における戦闘の手段と方法の規制と戦闘員や文民の保護について規定しているのに対し、国際人権法は、主として平時における個人の自由と保護を規定している。しかし、これらの名称からもうかがうことができるように、両者は、個人の生命と尊厳の保護という目的と規範を究極的に共有している⁽¹³⁾。

1 国際人道法

(1) 戦争法の発展とその呼称

国際人道法という呼称が初めて正式に用いられたのは、赤十字国際委員会が開催した1971年の「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展」のための政府専門家会議であり⁽¹⁴⁾、それ以前は、戦争に関する国際法は、「戦争法」、「戦時国際法」あるいは「武力紛争法」と呼ばれていた。

戦争法の歴史は、古く中世にまで遡り、また様々な文化圏で広く観察された⁽¹⁵⁾。これは、文

化の異同を問わず武力紛争が普遍的に存在しており、それに対する規制もまた、軍事的必要性和人道的考慮の均衡という普遍的な価値観⁽¹⁶⁾に基づいて形成されてきたためである。戦争が、敵を完全に根絶やしにするような軍事行動であってはならないということは早い時期から認識されており、戦争法は、敵に勝利することによって自らの政策を実現させるといった政治的目的を踏まえつつも、戦闘に固有の恐怖を最大限可能な限り減らすことを目的とした慣習法として発展してきた⁽¹⁷⁾。

戦争法の法典化は、19世紀後半から20世紀初頭にかけて最盛期を迎えた。戦争法一般の中心的位置を占めたのは、1907年にハーグ平和会議で採択された「陸戦の法規慣例に関する条約」とその附属規則⁽¹⁸⁾である。当時、国際社会は、無差別戦争観と国家間の勢力均衡の上に成り立っており、そこでは戦争は違法なものではなかった。互いに平等な主権国家が、例えば植民地の獲得という、自国の利益のために戦うことは無差別に認められていたのである。ただし、戦争法関連条約は文明国間にも適用されることが予定されており、植民地独立闘争や内戦における適用は想定されていなかった⁽¹⁹⁾。

しかし、二度の世界大戦は、それまでの戦争法の適用限界を示した。初めての大規模な総力戦となった第一次世界大戦は、戦争法の起草者が想定していた文明国間の正規軍による敵対行為を超えて、多くの市民を巻き込んだ。また、科学技術の発達による、航空機、毒ガスなどの

(13) International Committee of the Red Cross, "Fact Sheet of International Humanitarian Law and International Human Rights Law: Similarities and Differences," 31-01-2003. <<http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/html/57JR8L>>

(14) 城戸正彦『戦争と国際法』嵯峨野書院, 1996, p.154.

(15) 寺谷広司「人道・人権の理念と構造転換論—人道法は人権法の特別法か」村瀬・真山編 前掲書, p.220.

(16) 陸戦に関する法の法典化のきっかけとなったといわれているリーバー法 (Lieber Code; 1863年) にも、軍事的必要性和人道の均衡の必要性は既に盛り込まれている。リーバー法は、米国南北戦争時に公布された陸戦訓令であるが、当時一般的に認められていた規範を基礎としている。L. C. Green, *The Contemporary law of armed conflict*, Manchester: Manchester University Press, 2000, p.29.

(17) *ibid.*, p.15.

(18) 「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(明治45年1月13日条約第4号).

(19) 藤田久一『国際人道法 (新版再増補)』有信堂高文社, 2003, p.17.

新兵器の開発は、未曾有の被害をもたらした⁽²⁰⁾。このため戦後、加盟国に紛争の平和的解決を求め、そのような努力なくしては「戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス」（国際連盟規約第12条第1項）ことを唱えた国際連盟が設立され、1928年には不戦条約が締結された。戦争の違法化に向けた第一歩である。一方で、毒ガス等の禁止や空戦に関する規則が採択されるなど、戦争法にも一定の進歩があった。

だが、国際連盟規約も不戦条約も、第二次世界大戦を防ぐことはできなかった。そして、原爆の開発などのますます発達した科学技術の軍事利用や、レジスタンス運動、パルチザンといった闘争形態の変化は、既存の戦争法が有効ではないことを再び明らかにした⁽²¹⁾。

こうした経緯から、戦後は国際連合（以下、「国連」とする）の設立によって、戦争の違法化が一層推し進められるとともに、新兵器の使用を規制する諸条約や、より人道主義に力点をおいた戦争法の形成が求められるようになった。その中心となる条約が、1949年に採択された4つのジュネーヴ条約⁽²²⁾及び1977年に採択された2つの追加議定書⁽²³⁾である。そして、国連憲章やジュネーヴ条約から「戦争」という言葉が消え、「武力紛争」に置き換えられると、戦

争法という呼称も、武力紛争法と変わり、さらにはよりその人道性に注目し、国際人道法とも呼ばれるようになった。

なお戦争法は、交戦者の戦闘の方法と手段を規律するハーグ法と、武力紛争の影響を受ける個人やその財産の保護について規定するジュネーヴ法に大きく二分される⁽²⁴⁾。国際人道法は、広義には戦争法と同義であり、ハーグ法とジュネーヴ法の両者を含むが、狭義ではジュネーヴ法を指す⁽²⁵⁾。

(2) 国際人道法の適用

国際人道法（以下、本稿ではジュネーヴ法を指す）は、国際的または非国際的武力紛争時に適用され、戦闘外にありながらも敵対行為の影響を受ける者に対する保護を目的とする。したがってその適用対象も、傷者、病者、難船者、捕虜、文民などの紛争犠牲者に限られる。そして武力紛争という例外的な状況に適用される法である以上、どのような場合においても、国家が、その保護義務から離脱する（*derogate*）ことは認められない⁽²⁶⁾。

今日、国際人道法は相当に普遍的な法であるといえる。国際人道法の主要条約であるジュネーヴ条約にはほとんどの国家が加入してお

⁽²⁰⁾ Dieter Fleck ed., *The Handbook of Humanitarian Law in Armed Conflicts*, Oxford: Oxford University Press, 1995, pp.20-21; Green, *op. cit.*, p.37-39.

⁽²¹⁾ Green, *op. cit.*, p.40; 藤田 前掲書, p.25.

⁽²²⁾ 「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第一条約）」（昭和28年条約第23号）、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第二条約）」（昭和28年条約第24号）、「捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第三条約）」（昭和28年条約第25号）、「戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第四条約）」（昭和28年条約第26号）。

⁽²³⁾ 「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一議定書）」（平成16年条約第12号）、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二議定書）」（平成16年条約第13号）。

⁽²⁴⁾ 藤田久一「武力紛争における人権」『国際問題』221号, 1978.8, p.7; Garraway, *op. cit.*, p.7; クリストフ・スヴィナルスキ（井上知子訳）「国際人道法と国際人権法の関係について」『国際人権』No.4, 1993, p.11.

⁽²⁵⁾ ヘクトール・グロス・エスピエール（望月康恵訳）「国際人道法と人権」ヤヌシュ・シモニデス編著・横田洋三監修『国際人権法マニュアル』明石書店, 2004, pp.448-449.（原書名：Janusz Symonides ed., *Human Rights: Concepts and Standards*. 2000.）

⁽²⁶⁾ ICRC Fact Sheet, *op. cit.*; Cordula Droegge, “The Interplay between International Humanitarian Law and International Human Rights Law in Situations of Armed Conflict,” *Israel Law Review*, Vol.40 No.2, 2007, p.336.

り⁽²⁷⁾、ジュネーヴ条約は、世界中のほとんどの武力紛争に適用される。また、ジュネーヴ条約及び追加議定書は、それまでの国際人道法に関する諸条約及び国際慣習法を法典化したものであるが、国際人道法の大部分が長い歴史を通して発展してきたことから、今日でも慣習法が重要な役割を果たしている⁽²⁸⁾。国際慣習法はすべての国家を拘束するのであり、ここからも国際人道法の規範が普遍的に適用されることがわかる。

また、ジュネーヴ条約及び追加議定書が、武力紛争を国際的なものと非国際的なものに二分し、後者にも一定の適用を認めていることは、戦後の国際人道法の大きな進歩である。非国際的武力紛争においては、一方の当事者（反徒）に対して交戦団体承認が行われないう限り、政府はその者たちを処罰しうる。そして、その場合の反徒の権利の保障は、人権法が管轄すべき国内事項である。しかし、政府と反徒間の武力紛争という状況の下ではそれらは無視されやすい。この点をふまえて、ジュネーヴ条約共通第3条⁽²⁹⁾は、一国の領域内で起きた武力紛争における紛争当事者の義務として、生命及び身体に対する暴行、個人の尊厳に対する侵害、裁判上のすべての保障を与える、正規に構成された裁判所によらない判決の言い渡し及び刑の執行を禁止した⁽³⁰⁾。なお、この共通第3条の規定は、戦時よりも平時により厳格に適用される、

一般的かつよく知られた原則、すなわち人道の基本的考慮（elementary consideration of humanity）⁽³¹⁾を反映した規定であり、国際的な武力紛争時にも最低限の基準として適用されることが認められている⁽³²⁾。

国際人道法の履行が確保されるために、国家はその規定を尊重する義務を負う（ジュネーヴ条約共通第1条）。また第三者による監視措置として、交戦国の利益の保護を任務とする中立国に、交戦国による条約の履行を監視する任務を与えた利益保護国制度（ジュネーヴ第一～第三条条約第8条、第四条約第9条）や、国際人道法の重大な違反の事実調査と周旋を任務とする国際事実調査委員会制度（第一議定書第90条）がある。また、赤十字国際委員会は、紛争犠牲者の救済、国際人道法の実施促進及び国際人道法の発展に向けた重要な役割を担う。しかし、「相互に敵愾心にかられた」⁽³³⁾当事国が争っている武力紛争という特殊な状況を前提とした国際人道法の性質上、その実施は恩恵的にならざるを得ず、裁判による履行請求にも長い間なじまなかった。国際人道法の下では、個人は受動的な立場に立ち、具体的な局面においても、人道法規則の履行を国家に「お願い」する形式となりやすく、良かれ悪しかれ人道法は行為規範⁽³⁴⁾に止まっていた⁽³⁵⁾。

(27) 2008年6月10日現在、ジュネーヴ4条約の加盟国は、194か国である。ICRC “State Parties to the Following International Humanitarian Law and Other Related Treaties as of 10-Jun-2008” ([http://www.icrc.org/IHL.nsf/\(SPF\)/party_main_treaties/\\$File/IHL_and_other_related_Treaties.pdf](http://www.icrc.org/IHL.nsf/(SPF)/party_main_treaties/$File/IHL_and_other_related_Treaties.pdf))

(28) Garraway, *op. cit.*, p.5.

(29) ジュネーヴ条約の第1条から第3条は、4つの条約に共通の規定であり、共通第1条、共通第2条、共通第3条と呼ばれる。

(30) 藤田 前掲論文, p.13.

(31) The Corfu Channel Case (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland v. Albania), Merits, *ICJ Reports 1949*, p.22.

(32) Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. the United States of America), Merits, *ICJ Reports 1986*, para.218.

(33) 藤田 前掲書, p.181.

(34) 行為規範とは、社会生活において一般に行うべきものとされている規範であり、裁判の準則となる裁判規範に対する概念である。そこでは、法と道徳の区別はつけ難い（我妻栄編『新法律学辞典』有斐閣, 1953, p.252）。

(35) 寺谷 前掲論文, p.224.

2 国際人権法

(1) 人権の国際化

国際人道法が、国際法の始まりとともにあったといわれるほど歴史が古いのに対し、国際人権法の歴史は浅い。もちろん人権獲得のための闘争の歴史は古く、基本的人権の思想は、米国独立宣言(1776年)やフランス人権宣言(1789年)などにみられるように、18世紀後半には明文化されていた。しかし、その時点での人権保障は、政府と国民の間の問題、つまり国内問題にとどまっていたのであり、他国の介入や仲裁は禁止されていた。

その中でも、宗教上の少数者の保護や人種上の少数者⁽³⁶⁾の保護といった人権に関する一定の諸問題は、19世紀には条約に規定されていた⁽³⁷⁾。そして第一次世界大戦後には、国際連盟が設立され、その枠内で、国内の宗教的または人種的少数者保護のための条約が締結された。国際連盟規約は人権に関する一般規定を有していないが、第22条の委任統治制度と第23条の国際労働基準は人権に関連する規定であった。また、少数民族保護のために、東欧諸国と、主たる同盟及び連合国の間に締結された少数者保護条約⁽³⁸⁾は、少数者に認められる権利の規定を「国際連盟の保障の下におかれる」としており、国際連盟理事会がこの保障規定の監

督機関とされていた。しかし、これらの条約は、戦後処理という特定状況で生み出されたものであり、少数者保護規定の目的も、少数者がベルサイユ体制のもとで国際平和の障害とならないようにするためにすぎなかった⁽³⁹⁾。当時、人権保障は未だ国際社会の共通の関心事ではなかったのである。国際法における人権保障制度の確立に向けた取組みが本格化するの、第二次世界大戦後のことであった⁽⁴⁰⁾。

人権の国際的保障への関心を高めたのは、1930年代から40年代前半にかけて行われた、枢軸国による外国への侵略と人権抑圧である⁽⁴¹⁾。1941年にルーズベルト大統領が、「4つの自由」(言論と表現の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由)⁽⁴²⁾を提唱したことをきっかけに、連合国側は人権擁護を主要な戦争スローガンとして掲げるようになった⁽⁴³⁾。第二次世界大戦の悲劇を二度と繰り返すまいとして設立された国連が、その目的に、人権及び基本的自由の尊重を盛り込んだ(国連憲章前文及び第1条第3項)のも、こうした流れの当然の帰結であった。そして1948年には、初めての包括的な人権文書である「世界人権宣言」が、国連の人権委員会で採択された。

国連憲章と世界人権宣言は、以後採択される国際人権条約(「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(以下、「社会権規約」とする)」⁽⁴⁴⁾、

⁽³⁶⁾ 少数者(minorities)とは、国家の中の少数の集団で、人種・宗教・言語上、当該国家で多数を占める人々と区別される特徴または伝統を共有するものをさす。第二次世界大戦後に保護の対象とされた少数者が民族としての特徴をもっていたことから、少数民族といわれることもあるが、minoritiesの訳としては不適當である(筒井若水編『国際法辞典』有斐閣, 1998, p.183)。

⁽³⁷⁾ 例えば、露土戦争後に締結された1878年のベルリン条約は、宗教の違いによって、民事上・政治上の権利や、公職その他の職業に就くことを拒否することを禁止した。また、ブルガリア系少数者の保護規定を置いている。

⁽³⁸⁾ 最初の条約は、1919年6月に締結された「ポーランドの独立と少数者保護に関する条約(Treaty concerning the recognition of the independence of Poland and the protection of minorities)」である。この条約は、その後、チェコスロバキアやルーマニア等との間に締結された同様の少数者保護条約のモデルとされた。

⁽³⁹⁾ 阿部浩己ほか『テキストブック国際人権法(第二版)』日本評論社, 2002, p.12。

⁽⁴⁰⁾ 高佐智美「国際人権法における「個人」と普遍的な人権保障」『法律時報』80巻1号, 2008.1, p.63。

⁽⁴¹⁾ 畑博行・水上千之編著『国際人権法概論(第四版)』有信堂高文社, 2006, p.21。

⁽⁴²⁾ Franklin D. Roosevelt Presidential Library and Museum, "Annual Message to Congress *The "Four Freedoms" Speech*," January 6, 1941. <<http://www.fdrlibrary.marist.edu/4free.html>>

⁽⁴³⁾ 阿部ほか 前掲書, p.13。

⁽⁴⁴⁾ 昭和54年条約第6号。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」とする）」⁽⁴⁵⁾及びその選択議定書など）や、地域的人権条約（「人権及び基本的自由の保護のための欧州条約（以下、「欧州人権条約」とする）」、「人権に関する米州条約（以下、「米州人権条約」とする）」及び「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」）の基礎となっている。

なお、人権は、自由権と社会権に大別できる。前者は、自由権規約に規定されている生命に対する権利や身体的自由などのように、個人の活動に国家や公権力が干渉しないことによって実現するという共通点を有する。一方後者は、社会権規約に規定されている労働の権利や教育を受ける権利など、国家が積極的に政策をとることによって初めて実現することができるという特徴を有する⁽⁴⁶⁾。こうした権利の性質の違いは、国家が負う義務の相違にも現れている。国家は、自由権の保護と実現について即時に実施する義務を負う⁽⁴⁷⁾のに対し、社会権については、その実現を「漸進的に達成」する義務を負うにとどまる⁽⁴⁸⁾。本稿で焦点となるのは、国際人道法との相互作用の検討という趣旨から、生命に対する権利や拷問の禁止などの自由権であるため、以下では自由権を中心に論じる。

(2) 国際人権法の適用

人権は、すべての個人が、人間であることの帰結として有する固有の権利であり、もともと、その保護規則は平時に適用されることが想定されていた。しかし今日では、国際人権法は、平時、戦時を問わず、いかなる時でも適用

されると解されるようになっている⁽⁴⁹⁾。また、国際人道法がその適用対象を紛争の影響を受ける者に限定しているのに対し、国際人権法は、すべての個人の権利を保護することを目的とする。ただし、一定の権利について、公の緊急事態の場合には、国家はその保護義務から離脱する（*derogate*）ことが認められている⁽⁵⁰⁾。

人権（特に自由権）の実現のために、人権条約の当事国は、条約に規定する各種の人権を即時に実施する義務を負い、必要な立法的、政策的、及び司法的措置をとらなければならない⁽⁵¹⁾。人権条約の実施措置には、当事国が自国の実施状況を報告し審査を受ける政府報告（国家報告）制度（自由権規約第40条）、当事国の条約義務違反を他の当事国が通報し、実施機関が審査する国家通報制度（自由権規約第41条；欧州人権条約第33条；米州人権条約第45条）、及び人権侵害の被害者である個人が直接実施機関に通報する個人通報制度（自由権規約選択議定書第1条；欧州人権条約第34条；米州人権条約第44条）⁽⁵²⁾がある。そしてその実施機関として、各条約のもとに、自由権規約人権委員会、欧州人権裁判所、米州人権委員会・裁判所が置かれている。特に、個人通報制度は、地域的条約においてより積極的に活用されており、人権裁判所による司法的解決制度が採用されている。

このように、国際人権法は、国家または個人が権利の侵害を訴える根拠規定となる。国際人道法の実現が基本的に恩恵的な性格を免れないのに対し、国際人権法上の権利は請求権として機能する⁽⁵³⁾。こうした違いは、両法の規定ぶりからもうかがえる。国際人道法が、行為者で

(45) 昭和54年条約第7号。

(46) 畑・水上編 前掲書, p.37.

(47) 自由権規約第2条。

(48) 社会権規約第2条。

(49) 国際人権法の適用の展開についてはⅢ参照。

(50) 自由権規約第4条；欧州人権条約第15条；米州人権条約第27条。詳細はⅡ(3)参照。

(51) ICRC Fact Sheet, *op. cit.*

(52) 自由権規約選択議定書は「通報（communication）」としているが、欧州人権条約は「申し立て（application）」、米州人権条約は「請願（petition）」と規定している。

ある紛争当事者の行為義務を規定しているのに対し、国際人権法は、受け手の立場からその権利に焦点を合わせて規定しているのである⁽⁵⁴⁾。

(3) 国際人権法の義務の離脱 (derogation)

人権条約の当事国は、国民の生存を脅かす公の緊急事態において、事態の危急度が真に必要なとする程度に限って、その条約義務から離脱した (derogating) 措置をとることができる。すなわち、そのような例外的な状況のもとでは、個人の権利や自由を保護する国家の義務が、必要に応じて放棄されうる。ただし、この離脱は、国際法上の他の義務に抵触してはならず、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教または社会的出身による差別もあってはならない⁽⁵⁵⁾。

緊急事態には、戦争、自然または環境災害や経済的危機などの、国民の安全を危険にさらすような事態が含まれる⁽⁵⁶⁾。ただし、国家による条約義務からの離脱が認められるためには、国民の生存を脅かすほどの緊急事態であることが必要であり、すべての騒擾や災害を含むわけではない⁽⁵⁷⁾。一方、こうした緊急事態として典型的に想定されるのは戦争であろう。自由権規約第4条は「国民の生存を脅かす公の緊急事態」と述べるに止まる⁽⁵⁸⁾が、それが武力紛争

時にも適用されることは一般に認められている⁽⁵⁹⁾。逆に、欧州人権条約第15条は、「戦争または国民の生存を脅かすその他の公の緊急事態」、米州人権条約第27条は、「戦争、公の危険、または締約国の独立もしくは安全を脅かすその他の緊急事態」と規定し、戦時にこれらの条約が適用されることを明らかにしている。したがって、条約義務からの離脱規定は、あくまでも緊急事態という例外的な状況に限って人権保障を一時的に停止することを認めた規定であり、ここから国際人権法の保障が武力紛争時には適用されないと解することは誤りであるといえる⁽⁶⁰⁾。

また、すべての権利について、その保障義務からの離脱が認められているわけではない。いずれの条約の離脱規定も、その第2項で、生命に対する権利、拷問または非人道的な取扱いの禁止、奴隷及び強制労働の禁止、遡及処罰の禁止といった権利の保障を停止することを認めていない⁽⁶¹⁾。それは、これらが離脱不可能な (non-derogable) 権利と呼ばれ、人権の重要な中核をなし、いかなる時でも遵守されなければならない絶対的な基本的権利であるためである⁽⁶²⁾。したがって、これらの権利は平時、戦時を問わずあらゆる状況において保障される。

⁽⁵³⁾ 寺谷 前掲論文, p.225.

⁽⁵⁴⁾ Louise Doswald-Beck and Sylvain Vité, "International Humanitarian Law and Human Rights Law," *International Review of the Red Cross*, no.293, 30-04-1993. <<http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/html/57JMRT>>

⁽⁵⁵⁾ 非差別規定は、欧州人権条約第15条には見られない。しかし、同条約は第14条に一般的非差別条項を置いており、その限りにおいて、第15条の差別的適用は認められない。初川満『緊急事態と人権』信山社, 2007, p.93.

⁽⁵⁶⁾ 同上, p.61.

⁽⁵⁷⁾ Human Rights Committee, General Comment No.29: States of Emergency (Article 4), *UNDoc.CCPR/C/21/Rev.1/Add.11*, para.3.

⁽⁵⁸⁾ これは、国連憲章が戦争を違法なものとしていることから、自由権規約の起草者たちも、規約が戦争の可能性を想定することを避けたためである。Rosalyn Higgins, "Derogations under Human Rights," *British Yearbook of International Law*, 48, 1976-77, pp.286-287.

⁽⁵⁹⁾ General Comment No.29, para.3.

⁽⁶⁰⁾ Droege, *op. cit.*, p.318.

⁽⁶¹⁾ ここに挙げた4つの権利は、欧州人権条約第15条第2項に規定されたものである。自由権規約第4条は、この4つ以外に、契約不履行による拘禁の禁止、人として認められる権利、思想・良心及び宗教の自由を離脱不可能な権利として挙げている。米州人権条約第27条第2項はさらに多く、家族の権利、姓名をもつ権利、子どもの権利、国籍を持つ権利、参政権を保障している。本文で挙げている4つの権利は、絶対的に重要かつ不可欠な権利であるのに対し、これらの権利は、緊急事態とは関係がないがゆえに国家による権利保護義務の離脱が認められないものと考えられる (初川 前掲書, p.119)。

特に生命に対する権利の保障や拷問等の禁止は、強行規範としての性質を有し⁽⁶³⁾、国際人道法が想定する最低限の人的保護基準とも一致している⁽⁶⁴⁾。

Ⅲ 武力紛争時における人道法と人権法の交錯

このように、基本的な目的を共有している国際人道法と国際人権法であるが、戦時、あるいは平時という適用状況の違いや保護範囲の違いなどから、それぞれ異なった系譜で発展してきた。しかし今日では、国際人道法と国際人権法の適用は、戦時、平時という単純な二分論より複雑化している⁽⁶⁵⁾。赤十字国際委員会は、国際人道法と国際人権法の重複に関する研究を進めているが、そこでも、両法がそれぞれ国際法上の異なる分野に属しているとしながらも、相互に影響を及ぼし合い、補完し合っていることが認識されている⁽⁶⁶⁾。

1 両法の収束的發展

国際人道法と国際人権法に関する学説は、一般に統合主義、分離主義、補完主義の3説に分類される⁽⁶⁷⁾。統合主義は、両法体系を統合されたものと解す。これとは反対に分離主

義は、両法体系は全くの別物であるから、安易な統合は混乱を招き危険であると考えられる立場である。そして、今日、主流と考えられる補完主義は、両者は別物であるとしながらも、その間に何らかの相互作用を認める。

分離主義は、両法の関係が論点になっていなかった時代に主流の解釈であった。第二次世界大戦前の、人権法が国際法上の論点となっていなかった時代はもちろんであるが、戦後においても、国際人道法と国際人権法の関係に関する認識の転換点となったテヘラン人権会議（1968年）までは、両法は実質的に無関係に形成されていた⁽⁶⁸⁾。Ⅱで述べたように、国際人道法の基本条約であるジュネーブ条約は1949年に採択され、国際人権法の最初の包括的な文書となる世界人権宣言は1948年に採択された。しかし、これらはほぼ同時期に起草交渉が行われていたにも関わらず、互いに何らの影響を及ぼしあうこともなかったのである⁽⁶⁹⁾。

世界人権宣言の採択20周年である1968年に開催されたテヘラン人権会議は、国連が、武力紛争時にも人権法を適用することを初めて認め、また武力紛争法のさらなる発展に関心を示したという点で、重要な転換点となる会議であった⁽⁷⁰⁾。同会議で採択された決議はまず、アラブ諸国と第3次中東戦争（1967年）を戦ったイス

(62) Heintze, *op. cit.*, p.791.

(63) General Comment No.29, para.11. なお、強行規範の意義については、Ⅲ2(1)で後述。

(64) Silvia Borelli, "Casting light on the legal black hole: International law and detentions abroad in the "war on terror", " *International Review of the Red Cross*, Vol.87 No.857, March 2005, p.54.

(65) Kenneth Watkin, "Controlling the Use of Force: A Role for Human Rights Norms in Contemporary Armed Conflict," *American Journal of International Law*, Vol.98 No.1, January 2004, p.2.

(66) Anthony E Cassimatis, "International Humanitarian Law, International Human Rights Law, and Fragmentation of International Law," *International & Comparative Law Quarterly*, vol.56 iss.3, July 2007, p.634.

(67) 寺谷 前掲論文, p.214; A. H. Robertson, "Humanitarian law and human rights," Christophe Swinarski ed., *Studies and essays on international humanitarian law and Red Cross Principles in honour of Jean Pictet*, Geneva: International Committee of the Red Cross, 1984, pp.800-801.

(68) Hans-Peter Gasser, "International Humanitarian Law and Human Rights Law in Non-international Armed Conflict: Joint Venture or Mutual Exclusion?" *German Yearbook of International Law*, vol.45, 2002, pp.152-153; 寺谷広司『国際人権の逸脱不可能性』有斐閣, 2003, pp.157-158.

(69) *ibid.*

(70) Adam Roberts, "Transformative Military Occupation: Applying the Laws of War and Human Rights," *American Journal of International Law*, Vol.100 No.3, July 2006, p.591.

ラエルに対し、占領地域における世界人権宣言及びジュネーヴ条約の遵守を求め⁽⁷¹⁾、国際人権法と武力紛争法が同時に適用されることを認めた。さらに、決議「武力紛争時における人権」は、前文で「武力紛争時であっても人道原則が優先されなければならない」ことを確認し、国連総会に対し、国連事務総長が武力紛争時の個人の保護、及び新たな国際人道法条約の策定または既存条約の改訂に関する研究を進めるよう求めた⁽⁷²⁾。

これを受けて国連総会は、決議第2444 (XXIII) 号「武力紛争時における人権の尊重」を採択し、人権会議の決議に同意を表した⁽⁷³⁾。また事務総長も、武力紛争時に、人権法、特に自由権規約が、個人により包括的な保護を与えることを認めた報告書を作成した⁽⁷⁴⁾。さらに、国連総会は、1970年にも決議第2675 (XXV) 号「武力紛争における文民たる住民の保護に関する基本原則」を採択し、武力紛争法の漸進的な発展のもと、国際法上認められた普遍的な人権の保障規定は、武力紛争時にも完全に継続して適用されることを確認した⁽⁷⁵⁾。こうして国連は、それまで戦争の違法化のもとで言及を避けてきた国際人道法に関心を有していることを表明し、さらに国際人権法と国際人道法の近接性を強調するようになった。そして国際社会も、ジュネーヴ条約の追加議定書の採択に向け舵を切るようになった⁽⁷⁶⁾。

ジュネーヴ条約よりも保護を拡大した追加議定書が採択されたのは、1977年である。1971年には「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展」のための政府専門家会議が開催され、新条約採択のための外交会議開催に向けた第1歩が踏み出された。ここで行われた審議と各国専門家の意見をもとに、1974年から77年にかけて「国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」が開催され、追加議定書が採択された。人権法上は保護義務からの離脱が可能な権利を、人道法上は離脱不可能な権利とするなど、追加議定書は人権法から多くのヒントを得ており、武力紛争時における人権法の適用を認めている⁽⁷⁷⁾。特に、国際的武力紛争に適用される第一追加議定書第75条は、あらゆる法的地位にある個人がすべての場合において受けるべき最低限の基本的保障を詳細に規定しており、その人的適用範囲の拡大から、追加議定書は「人権保護の性格を色濃く帯びてきている」ともいわれる⁽⁷⁸⁾。国際人道法と国際人権法の相互関係については議論があるものの、この時から、人権法が武力紛争時にも適用されることが、国際人道法上も明らかになった。

これ以後、武力紛争時における人権法の適用はますます求められるようになり、実際に国連安全保障理事会（以下、「安保理」とする）、国連総会、及び国連人権委員会⁽⁷⁹⁾等の決議で、武力紛争に相当する状態における人権保護規定の

(71) “United Nations Conference on Human Rights, Teheran, April 22 to May 13, 1968, Resolution I. Respect for and implementation of human rights in occupied territories,” *American Journal of International Law*, Vol.63 No.3, July 1969, pp.677-678.

(72) Resolution XXIII. Human rights in armed conflicts, *ibid.*, pp.680-681.

(73) *UNDoc. A/RES/2444 (XXIII)*, “Respect for human rights in armed conflicts”

(74) *UNDoc. A/7720*, “Report of the Secretary-General: Respect for Human Rights in Armed Conflicts”; Droege, *op. cit.*, p.315.

(75) *UNDoc. A/RES/2675 (XXV)*, “Basic principles for the protection of civilian populations in armed conflicts”

(76) Gasser, *op. cit.*, p.154.

(77) Droege, *op. cit.*, p.316.

(78) 薬師寺公夫「国際人権法とジュネーヴ法の時間的・場所的・人的範囲の重複とその問題点」村瀬・真山編 前掲書, p.252.

(79) 国連人権委員会 (Commission on Human Rights) は、国連憲章第68条に基づいて1946年に設置された。自由権規約に基づいて設置される自由権規約委員会 (Human Rights Committee) とは異なる。なお、2006年には、人権委員会に替わって人権理事会 (Human Rights Council) が新たに設置された。

適用が、たびたび確認されてきた。例えば、1993年のウィーン世界人権会議において採択されたウィーン宣言第29項は、武力紛争時の文民に対する人権侵害を憂慮し、紛争当事者に、国際人道法及び国際条約に規定された人権の最低限の保障を遵守するよう求めている⁽⁸⁰⁾。また、安保理では、安保理決議第1456号が、テロを防止するために国家は関連する国際法、すなわち国際人権法、難民法、国際人道法のすべてに従わなければならないことを明らかにし⁽⁸¹⁾、イラク復興に関する基本原則を挙げた安保理決議第1483号も、すべての関係者にジュネーブ諸条約等の国際人道法規則を遵守することを求め⁽⁸²⁾、同時に占領下にあるイラクにおける人権保護の促進を求めた⁽⁸³⁾。

さらに、「児童の権利に関する条約」⁽⁸⁴⁾、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」などの新しい国際条約は、国際人権法と国際人道法の両方の規定を盛り込んでいる。最も新しい条約としては、2006年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」第11条が、戦時を含む危険時に、国際人道法及び国際人権法を含む国際法に従い、障害者の保護と安全を守るための措置をとることを当事国に義務づけている⁽⁸⁵⁾。

2 判例・解釈の展開

このように今日では、武力紛争時であっても国際人権法の適用が停止することはなく、国際人道法とともに遵守されるべきことが広く認め

られている。このことは、ICJや、人権条約機関でも、個別の事件を通して確認されてきた。

(1) 武力紛争時における国際人権法の適用

ICJは、1996年の「核兵器の威嚇・使用の合法性」に関する勧告的意見において、自由権規約に基づく人権保護は戦時にも停止することはなく、特に第6条に規定された生命に対する権利は、離脱不可能な権利であり、たとえ敵対行為の最中であっても恣意的に生命が奪われることがあってはならないとした⁽⁸⁶⁾。この勧告的意見は、国際人道法と国際人権法の関係についてICJが初めて言及したものであるが、自由権規約第6条の生命に対する権利に特化して述べられていることも否めなかった。

そこで、ICJは、2004年の「パレスティナ占領地域における壁建築の法的効果」に関する勧告的意見において、武力紛争時でも自由権規約の適用が一般的に停止しないことを明らかにした。この意見は、イスラエルが、1967年以來の占領地であるヨルダン川西岸とイスラエルの境界に建設した分離壁の違法性について述べたものであり、まずICJは、長期間に渡ってイスラエルの占領が続くパレスティナ占領地域に適用される法規について検討した。ICJは、国際人道法と国際人権法の関係について、1996年の勧告的意見をそのまま引用し、その上で、より一般的に、人権条約に規定された保護が武力紛争時にも停止しないことを確認した⁽⁸⁷⁾。

この意見は、2005年の「コンゴ領域内におけ

⁽⁸⁰⁾ UNDoc. A/CONF.157/23, "Vienna Declaration and Programme of Action"

⁽⁸¹⁾ UNDoc. S/RES/1456, para.6.

⁽⁸²⁾ UNDoc. S/RES/1483, para.5.

⁽⁸³⁾ *ibid.*, para.8 (g).

⁽⁸⁴⁾ 第38条は、武力紛争における児童保護として、当事国が、国際人道法の児童に関する規定を尊重することを約束する。

⁽⁸⁵⁾ UNDoc. A/RES/61/106, "Convention on the Rights of Persons with Disabilities," Article 11.

⁽⁸⁶⁾ Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, *ICJ Reports* 1996, para.25.

⁽⁸⁷⁾ Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion, *ICJ Reports* 2004, paras.105-106.

⁽⁸⁸⁾ Case Concerning Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda), *ICJ Reports* 2005, para.216.

る武装活動」事件判決でも繰り返された⁽⁸⁸⁾。ここでICJは、パレスティナ地域の長期に渡る占領とは異なる、一時的な戦時占領という状況においても国際人権法が適用されることを明確に認め、ウガンダによる国際人権法違反と国際人道法違反を認定した。

また、自由権規約委員会は、2001年に、「緊急事態（第4条）に関する一般的意見（General Comment）⁽⁸⁹⁾」No.29を採択し、武力紛争時には、国際人道法が、国家による緊急時の権限の濫用を防ぐ一助となると述べ、自由権規約が、国際人道法が適用されるべき武力紛争の状況においても適用されることを示唆した⁽⁹⁰⁾。このことは、2004年に採択された「規約当事国に課された一般的な法的義務の性質に関する一般的意見」No.31において改めて明言された⁽⁹¹⁾。

また、地域的人権条約機関も、武力紛争時における人権条約の適用を、より積極的に認める傾向にある。ここで人権条約機関の管轄権について確認しておくが、これらは人権条約に基づいて設置される⁽⁹²⁾。したがって、原則として各人権条約機関は、平時に、設立根拠条約の地理的・人的管轄下で行われた、その条約に規定された人権の侵害の有無についてのみ判断することが想定されていた⁽⁹³⁾。つまり、戦時や、条約当事国が管轄権を有さない地域で起きた人権侵害について判断することは想定されてい

なかったのである。しかし、欧州人権裁判所は、1974年以来トルコの占領下にある北部キプロスにおける人権侵害の疑いについて、欧州人権条約を適用してきた⁽⁹⁴⁾。また、内戦状態にあるチェチェンにおける人権侵害に関しても、欧州人権条約の適用を認めた⁽⁹⁵⁾。ただし、欧州人権裁判所は、条約に規定された事項的管轄権に忠実であり、上記の事件のいずれに対しても、欧州人権条約のみを適用して判断し、国際人道法の直接適用は避けている。

米州人権委員会及び米州人権裁判所も、「人の権利及び義務に関する米州宣言」⁽⁹⁶⁾及び米州人権条約の適用を、武力紛争時にも認める傾向にある。米州人権委員会は、国際人道法と国際人権法が、離脱不可能な権利という核と、人間の生命と尊厳の保護という目的を共有していることから、両法には不可分の連関があり、国際人権法が平時だけではなく武力紛争時にも適用されることを明らかにした⁽⁹⁷⁾。そしてさらに、このような核となる権利の保障は、強行規範（*jus cogens*）及び対世的義務（*obligation erga omnes*）であるとした⁽⁹⁸⁾。強行規範とは、一般拘束性をもつ国際法規のうち、国家がその自由意思に基づいて締結する条約によっても、逸脱することが許されない強制的な規範として、国際社会全般が承認したものをいう⁽⁹⁹⁾。強行規範は、内容上これに適合しない国際慣習法及び

⁽⁸⁹⁾ 一般的意見とは、すべての当事国に向けて自由権規約委員会が提出する、規約の条文毎の解釈指針であり、自由権規約を解釈した勧告的意見に当たるものと見てよい（トーマス・バーゲンソル（小寺初世子訳）『国際人権法入門』東信堂、1999、p.32）。

⁽⁹⁰⁾ General Comment No.29, para.3.

⁽⁹¹⁾ Human Rights Committee, General Comment No.31: The Nature of the General Legal Obligation Imposed on States Parties to the Covenant, *UNDoc. CCPR/C/21/Rev.1/Add.13* (2004), para.11.

⁽⁹²⁾ 自由権規約第28条；欧州人権条約第19条；米州人権条約第33条；人及び人民の権利に関するアフリカ憲章第30条。

⁽⁹³⁾ Gloria Gaggioli and Robert Kolb, "A Right to Life in Armed Conflicts? The Contribution of the European Court of Human Rights," *Israel Yearbook on Human Rights*, vol.37, 2007, p.124; Noam Lubell, "Challenges in applying human rights law to armed conflicts," *International Review of the Red Cross*, Vol.87 No.860, 2005, p.742.

⁽⁹⁴⁾ Case of Cyprus v. Turkey, European Commission of Human Rights, Application No. 6789/74 and 6950/75 (admissibility), 26 May 1975; European Court of Human Rights (ECtHR), Application No.25781/94 (Merits), 10 May 2001.

⁽⁹⁵⁾ Case of Isayeva, Yusupova and Basayeva v. Russia, ECtHR, Applications Nos. 57947/00, 57948/00 and 57949/00, 24 February 2005.

⁽⁹⁶⁾ "American Declaration of the Rights and Duties of Man," O.A.S. Res. XXX (1948).

条約に対して絶対的優位に立つ⁽¹⁰⁰⁾。また、対世的義務とは、国家が、国際社会全体に対して負う義務である。この義務は、あらゆる国家の関心事項であり、それに対応する権利の保護にすべての国家が法的利益を有する⁽¹⁰¹⁾。このように、米州人権委員会は、国際人権法上の基本的権利、すなわち離脱不可能な権利が、国際法上のカテゴリーを超えた強制性と普遍性を有していることを認めている。

ところで、米州人権委員会は、自らに人道法、特にジュネーブ条約共通第3条を直接適用する権限があるとした⁽¹⁰²⁾。その理由として米州人権委員会は、生命に対する権利を規定した米州人権条約第4条に拠るだけでは、武力紛争から生じた離脱不可能な権利の侵害の問題を解決することは不可能であることを挙げている。しかしこの見解は、米州人権裁判所では否定された⁽¹⁰³⁾。米州人権裁判所は、欧州人権裁判所と同様に、自らの管轄権は米州人権条約の解釈に限定されるとしたのである。だが、米州人権裁判所も、ジュネーブ条約の関連条項が、米州人権条約の解釈のための要素として考慮されうることは認めている⁽¹⁰⁴⁾。

(2) 国際人道法と国際人権法の関係

以上のように、国際人権法が武力紛争時にも適用されることは、国際人権法と国際人道法の発展上も、法解釈上も認められている。その上で、ICJ、米州人権委員会、自由権規約委員会は、両法の競合関係についても言及している。

ICJは、前述の「核兵器の威嚇・使用の合法性」に関する勧告的意見において、自由権規約第6条の規定に基づき、敵対行為の最中であっても「恣意的に」生命が奪われることがあってはならないことを確認した。そして、恣意的に生命が奪われたか否かは、「適用可能な特別法 (*lex specialis*)、すなわち敵対行為を規制するために形成された、武力紛争時に適用される法」によって決定されるべきであるとした⁽¹⁰⁵⁾。

この解釈は、2004年の「パレスティナ占領地域における壁建築の法的効果」に関する勧告的意見でも踏襲された。ICJはまず、国際人道法と国際人権法の管轄関係について、もっぱら国際人道法の管轄事項である権利、もっぱら国際人権法の管轄事項である権利、及び両法が管轄しうる権利の3つが想定されるとした。そして、占領地域に壁を建設したイスラエルの行為の合法性を判断するに当たっては、「両方の国

⁽⁹⁷⁾ Juan Carlos Abella v. Argentina, Inter-American Commission of Human Rights (IACmHR), Report No. 55/97, Case No. 11.137, 18 November 1997, paras.158-161; Coard et al. v. United States, IACmHR, Report No. 109/99, Case No.10.951, 29 September 1999, para.39; Case of Bámaca-Velásquez v. Guatemala, Inter-American Court of Human Rights (IACtHR), Series C No.70, 25 November 2000, paras.207-209. グアタナモにおける被拘束者に対する仮保全措置決定について、Decision on request for precautionary measures (Detainees at Guantanamo Bay, Cuba), IACmHR, 12 March 2002, *International Legal Materials*, vol.XLI, May 2002, pp.522-523.

⁽⁹⁸⁾ Coard et al. v. United States, para.39.

⁽⁹⁹⁾ 条約法に関するウィーン条約第53条.

⁽¹⁰⁰⁾ 山本草二『国際法（新版）』有斐閣, 1994, p.75.

⁽¹⁰¹⁾ Case Concerning the Barcelona Traction, Light and Power Company Limited (Belgium v. Spain), second phase, *ICJ Report 1970*, paras. 33-34. ICJは、対世的義務の例の1つとして、人の基本的権利に関する規則を挙げている。

⁽¹⁰²⁾ Juan Carlos Abella v. Argentina, para.160-162. この他にも、米州人権委員会は、自らの任務を達成するために、国際人道法を含め米州人権条約以外の法の適用がありうることを示唆している (Coard et al. v. United States, paras.38-42)。

⁽¹⁰³⁾ Case of Las Palmeras v. Colombia, IACtHR, Series C No.67, 4 February 2000, para.33.

⁽¹⁰⁴⁾ *ibid.*, paras. 32-34; Bámaca-Velásquez v. Guatemala, para.209; Lubell, *op. cit.*, p.742.

⁽¹⁰⁵⁾ Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, para.25.

際法、すなわち、人権法及び、特別法 (*lex specialis*) としての国際人道法」を考慮しなければならないと述べた⁽¹⁰⁶⁾。

この特別法 (*lex specialis*) という表現は、米州人権委員会でも1999年に取り入れられている。米州人権委員会は、武力紛争時の権利保護は、平時のそれとは異なるのであり、その保護基準は、適用されるべき特別法 (*lex specialis*) に照らして判断されなければならないとした⁽¹⁰⁷⁾。

ところで、自由権規約委員会は、特別法 (*lex specialis*) という表現を使用していない。自由権規約委員会が2004年に採択した「規約当事国に課された一般的な法的義務の性質に関する一般的意見」No.31は、自由権規約が紛争時に適用されるとした上で、規約上の一定の権利については、国際人道法上のより具体的な規定 (*more specific rules of international humanitarian law*) が、権利の解釈のために、より明確に妥当性を有するとした。自由権規約委員会は、人道法が特別法であるとは言わず、むしろ国際人権法と国際人道法は「補完的なものであって、互いに排他的なものではない」としている⁽¹⁰⁸⁾。

なお、ICJも、2005年の「コンゴ領域内における武装活動」事件判決では、特別法 (*lex specialis*) という表現を使用していない。この判決で、ICJは2004年の勧告的意見を引用しているが、国際人道法と国際人権法の管轄関係について3つの状況が想定されると述べたところまでで引用を止め、国際人道法が「特別法 (*lex spe-*

cialis)」であるとは述べなかった⁽¹⁰⁹⁾。

IV 国際人道法は特別法 (*lex specialis*) か

1 特別法と一般法

以上のように、ICJは、2度の勧告的意見において、国際人道法を特別法 (*lex specialis*) とした。特別法とは、特定の人・事物・行為または地域に限られて適用される法を指し、一般に適用される一般法に対する概念である⁽¹¹⁰⁾。これら両者の関係は相対的なものであり、通常は、特別法の適用領域を包摂する一層幅広い法を一般法、一般法の適用領域の一部を特別法と呼ぶ⁽¹¹¹⁾。もともと特別法は、一般法の中から特殊な事項を取り出し、それらを特別に扱うために形成されることから、特別法は一般法に優先するのが原則（「特別法は一般法を破る (*lex specialis derogat lege generali*)」以下、「特別法原則」とする）である⁽¹¹²⁾。

この原則は、国際法上も一般に妥当する⁽¹¹³⁾。統一的な立法機関を持たず、国内法のような憲法を頂点とするヒエラルキーを形成しない国際社会において、国際法の法源は主として、国際慣習法と条約である⁽¹¹⁴⁾。国際慣習法は、成文をなさず、諸国による一般慣行と法的確信 (*opinio juris*) をもって形成される。したがって一般にその形成に時間がかかり、その確立の時点も明らかではないが、現在でも重要な役割を果している。一方、条約は、成文をなし、特定の国

⁽¹⁰⁶⁾ Legal Consequence of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, para.106.

⁽¹⁰⁷⁾ *Coard et al. v. United States*, paras.39, 42.

⁽¹⁰⁸⁾ General Comment No.31, para.11.

⁽¹⁰⁹⁾ *Case Concerning Armed Activities on the Territory of the Congo*, para.216.

⁽¹¹⁰⁾ 我妻 前掲書, p.23.

⁽¹¹¹⁾ 金子宏ほか編『法律学小辞典』有斐閣, 1999, p.26.

⁽¹¹²⁾ 同上; 我妻 前掲書.

⁽¹¹³⁾ 栗林忠男『現代国際法』慶応義塾大学出版会, 1999, p.79; 特に国際慣習法と条約の関係について、山本 前掲書, pp.73-74.

⁽¹¹⁴⁾ なお、第一次世界大戦以降、文明国が認めた法の一般原則が、国際裁判基準として適用されることが認められた（常設国際司法裁判所規程第38条及び国際司法裁判所規程第38条第1項(c)）。しかし、法の一般原則は、裁判所が裁判を行うにあたり、関連する条約と慣習法に適切な法規が見出せなかった時に適用され、慣習法や条約と同次元にある法源とはいえない。

家間の明示の合意によって形成され、当事国のみを拘束する。国際社会では、この二つの法源の効力は一般的に同順位におかれ、同一の当事国間で同一事項について両者が競合する場合には、適用の調整が必要になる。その場合、上記の特別法原則が適用される。

ただし、先に述べたとおり、強行規範(*jus cogens*)は、内容上これに適合しない国際慣習法及び条約に対して絶対的優位に立つ。したがって、強行規範が適用される場合には、当該強行規範に抵触する他の国際法規則は無効となる。この時、特別法原則は否認される。

ところで、国際法上、一般法と特別法の峻別は容易ではないと思われる。まず、条約が扱う事項は国際慣習法よりも特殊であるのが普通であり、条約が特別法として優位するのが通常であるといえる⁽¹¹⁵⁾。しかし、戦争犠牲者保護や、公海自由の原則など、国際慣習法を法典化した条約の場合、条約として、その当事国のみを拘束する一方で、そこに含まれる慣習法規範は、国際社会のすべての国に妥当する。これらの条約は、一般法としての性格と、特別法としての性格を有するのであり、条約全体を包括的に一般法あるいは特別法としてみることは難しい。また、ある条約が強行規範を含んでいる場合がある。強行規範は、他のすべての国際法規則に優先するのであり、その前では、特別法と一般法の区別は意味をなさない。このような強行規範を含む条約を、ひとつの一般法あるいは特別法とみることが適切かどうか、やはり疑問が残

る。

したがって国際法上、特別法原則は、ある2つの法の関係を抽象的に決定するのではなく、個々の事例において具体的に決定するために適用されることが適当であろう⁽¹¹⁶⁾。では、ICJは、「特別法としての国際人道法」という概念をどのような理解のもとで使用したのであろうか。

2 補完的な適用に向けて

勧告的意見を一见すると、ICJは、特別法である国際人道法が、一般法である国際人権法に優先して適用されると解しているように見える。しかし、ICJが特別法の概念をどのように解しているかは、実は明らかではなく、学者の間でも意見が分かれる⁽¹¹⁷⁾。

(1) 国際人道法の特別法としての要素

ICJによる特別法(*lex specialis*)という表現に対し、ICJが国際人道法の優位性を確認し、国際人権法が武力紛争時に無条件に適用されるわけではないという重要な点を明確に示したとして、これを歓迎する評価がある⁽¹¹⁸⁾。

たしかに、国際人道法の特別法としての性質は、その本質的な要素ではある⁽¹¹⁹⁾。国際人道法が、戦時という特殊な状況に適用されるべく成立した法であり、その状況を規律するために、より適当な規定を有している以上、一般的な人権保護について規定した国際人権法よりも妥当な場合は大いにありうる。例えば、戦闘員は、武力紛争時に、合法的な行動によって敵の戦

(115) 西井正弘編『図説国際法』有斐閣, 1998, p.14; 高野雄一『国際法概論(全訂新版)上』弘文堂, 1985, p.66.

(116) Anja Lindroos, "Addressing Norm Conflicts in a Fragmented Legal System: The Doctrine of *Lex Specialis*," *Nordic Journal of International Law*, vol.74 no.1, 2005, p.42.

(117) University Centre for International Humanitarian Law, *Report of Expert Meeting on the Right to Life in Armed Conflicts and Situations of Occupation*, 1-2 September 2005, pp.19-20. (http://www.adh-geneva.ch/events/pdf/expert-meetings/2005/3report_right_life.pdf)

(118) Michael J. Matheson, "The Opinions of the International Court of Justice on the Threat or Use of Nuclear Weapons," *American Journal of International Law*, Vol.91 No.3, July 1997, p.423; 「パレスティナ占領地域における壁建築の法的効果」に関する勧告的意見についても同様に、ICJが国際人道法の優位性を認めたとする解釈がある。Michael J. Dennis, "Application of Human Rights Treaties Extraterritorially in Times of Armed Conflict and Military Occupation," *American Journal of International Law*, Vol.99 No.1, January 2005 p.139.

(119) Heintze, *op. cit.*, p.797.

闘員を殺害しても、刑事法上の罪に問われない。個人が、正当防衛や緊急避難以外の事由で、他人を殺害しても合法であるという概念は人権法上では想定され得ないのであり、こうした一定の範囲において国際人道法は、やはり特別法といえるだろう。

また、国際人道法は、いかなる場合においても、国家による個人の保護義務からの離脱(derogation)を認めない。一方、人権条約は離脱規定を有する。離脱規定は、国家が条約上の権利保護義務から離脱することができるかと基本的に認めたと上で、離脱不可能な権利を列挙している。つまり、離脱不可能な権利を挙げることによって、逆にその他の権利保護が緊急事態において停止しうることを明示してしまっており、何より、権利保護停止の可能性を認めることによって、人権法全体の要保護性を低くしている⁽¹²⁰⁾。国際人道法が、戦時という特殊な状況を想定している以上、緊急事態を理由とした保護の停止は認められないのは当然でもあるが、この点から、国際人道法が、個人の保護のためにより手厚いとして、その優位性を認めることはできる。

さらに、適用範囲について考えると、国際人道法は国際人権法よりも普遍的である。条約は、通常の解釈に従えば、当事国の領域内またはその管轄下において適用される⁽¹²¹⁾。国際人権法諸条約に比べて、国際人道法諸条約の当事国は多い⁽¹²²⁾。この差は、条約を実施するにあたり顕著に現れる。欧州人権条約や米州人権条約は、拘束力のある司法的手続による履行確保

手段を有するが、当事国が一定の地域に限られる地域的条約であり、そこには管轄権の限界が生じてしまう。したがって、大部分が条約として法典化されたとはいえ、慣習法が重要な役割を果たす国際人道法の方が、普遍的であり、個人の保護に厚いと解することもできる。

これらの点から、戦時においては、国際人道法が状況対処方法としてよりふさわしい特別法として、国際人権法に優位すると解釈することはできないことではないだろう。

(2) 規範の共有と補完的適用

しかし、国際人道法と国際人権法は、人間の生命と尊厳の保護という基本的な目的と原則を共有しているのであり、国際人道法が、特別法として常に人権法に優位すると解する必要はない。むしろ、実質的に適用範囲が重複する2つの法体系は、以下の理由により、その目的の実現に向けて互いに補完的に適用されていく方向にある。

第一に、国際法は、国内法が有するような明確な規範のヒエラルキーを有しておらず、各分野の規範が別個独立して並存している⁽¹²³⁾。特別法原則は、本来、集権的な立法者によって一貫して制定される国内法体系のための原則として形成されてきたのであり、このような一貫性を有さない国際法にはそのまま適用するべきではない⁽¹²⁴⁾。実際、国際法上、特別法原則の意義のコンセンサスは存在しないという⁽¹²⁵⁾。そこで、2002年から国際法の多様化について研究を進めている国際法委員会の報告では、特別法

⁽¹²⁰⁾ 寺谷 前掲書, pp.168-169.

⁽¹²¹⁾ 条約法に関するウィーン条約第31条第1項.

⁽¹²²⁾ 2008年6月10日現在、ジュネーヴ4条約の当事国は194か国、第一追加議定書は167か国、第二追加議定書は163か国である。ICRC “State Parties to the Following International Humanitarian Law and Other Related Treaties as of 10-Jun-2008,” *op. cit.* 一方、自由権規約の当事国は、2008年4月18日現在、161か国である。Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, “Ratifications and Reservations, International Covenant on Civil and Political Rights New York, 16 December 1966” (<http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/4.htm>)

⁽¹²³⁾ Lindroos, *op. cit.*, pp.24, 28.

⁽¹²⁴⁾ Droege, *op. cit.*, p.339.

⁽¹²⁵⁾ *ibid.*

原則は、規範の衝突を解決するものではなく、法のより具体的な解釈あるいは例外規則としての役割を果たすとされた⁽¹²⁶⁾。また、ICJ、国際法委員会、国際法学者のいずれも、特別法の適用時に一般法が停止するわけではないと解しているのであり、国際人道法と国際人権法が相対立する法ではないことがうかがわれる。

第二に、こうした各規範が並列する国際法の中で、国際人道法と国際人権法も、それぞれの中に具体的かつ明確な目的と規範を有しているのであり、包括的にいずれかを特別法、あるいは一般法と解することは適当ではない⁽¹²⁷⁾。これもまた、集権的な立法者を擁しておらず、成文法である条約と不文法である慣習法が並存している国際法の特徴であろう。そして、個々の規範の関係は、単純に二分化されるものではなく、より多面的かつ複雑であり、武力紛争時に適用されるべく形成されたという理由だけで、国際人道法が常に国際人権法よりも特別であると解すべきではない⁽¹²⁸⁾。したがって、国際人道法と国際人権法の間にも、特別法、一般法といった序列をつけるべきではなく、むしろ共有する規範を相互に参照し合いながら解釈を発展させていくことが望ましい。

第三に、国際人道法が、武力紛争時における排他的な適用法規ではないことは、マルテンス条項からもうかがえる。マルテンス条項とは、条約に明文の規定がなくても、国家が依然として国際慣習法、人道原則及び公共の良心に由来する国際法の原則の支配の下にあることを確認した条項であり、ハーグ陸戦条約前文に初めて

挿入され⁽¹²⁹⁾、第一追加議定書第1条第2項にも引き継がれている。この条項から、条約に明文で禁止されていないことが適法であるとは限らず、また明文の規定もその後生じた国際法によって変更しうることがわかる。さらに、マルテンス条項が掲げる人道原則は、まさに国際人道法と国際人権法に共通する、最も重要な基準である⁽¹³⁰⁾。したがって、現行の国際人道法が武力紛争時の個人保護のための決定的な条項になるとは限らず、人権法の保護によって補完されることが認められているといえる⁽¹³¹⁾。

第四に、国際人道法と国際人権法の規定自体が、相互に参照し合っていることから、両法の解釈は互いに補完的に行われることが求められていることがわかる。例えば、第一追加議定書第75条は、紛争時においても、個人の生命や尊厳といった、人が人であるための基本的な権利は最低限保障されなければならないことを規定している。この第75条は、全体として自由権規約に密接に従っており、人権条約に規定された基本的権利義務の要約であるともいえる⁽¹³²⁾。そして、第4項は、武力紛争と関係して行われた刑事犯罪に関して、詳細な刑事手続を規定している。この規定は、公正な裁判を受ける権利に関する自由権規約第14条を基礎としており、その解釈も、公正な裁判を受ける権利の保障に当たって行われることになる⁽¹³³⁾。

また、国際人道法は、紛争犠牲者の保護の一環として、社会権の保障に踏み込んだ規定を置いている。これまで主として、国際人道法と、自由権規約に規定されている自由権的権利の関

⁽¹²⁶⁾ UNDoc. A/CN.4/L.682, "Fragmentation of International Law: Difficulties arising from the Diversification and Expansion of International Law," pp.54-59.

⁽¹²⁷⁾ Lindroos, *op. cit.*, p.44.

⁽¹²⁸⁾ Gaggioli and Kolb, *op. cit.*, pp.119-120.

⁽¹²⁹⁾ 陸戦条約が採択された会議における、この条項の発案者にちなんでマルテンス条項と呼ばれるようになった。

⁽¹³⁰⁾ Gasser, *op. cit.*, p.155.

⁽¹³¹⁾ UNDoc. E/CN.4/Sub.2/2005/14, "Working Paper on the relationship between human rights law and international humanitarian law by Françoise Hampson and Ibrahim Salama," paras.15-16; Heintze, *op. cit.*, p.797.

⁽¹³²⁾ Gasser, *op. cit.*, p.156.

⁽¹³³⁾ Droege, *op. cit.*, p.341.

係が注目されてきた。しかし、武力紛争は政府機能を破壊し、個人の健康、食糧や水の確保、教育、労働に影響を与えるため、国際人道法は、これらの社会権的権利について、より詳細な規定を有している⁽¹³⁴⁾。社会権規約の解釈もまた、社会権規約委員会の一般的意見などを通して発展しつつあり、武力紛争時、特に占領地域においては、国際人道法と人権条約の社会権規定が相互に補完し合いながら適用されていくことが望ましい⁽¹³⁵⁾。

第五に、国際人権法の履行確保制度は、武力紛争時における人権侵害の犠牲者にとって大きな利点である⁽¹³⁶⁾。司法的手続を有する欧州人権条約や米州人権条約はもちろんのこと、自由権規約も、政府報告制度や個人通報制度を通して、国家による人権条約義務の履行を監視する制度を有している。一方、こうした救済は、長い間国際人道法の分野では見られなかった。2002年に、戦時における大規模な人権侵害を行った個人を訴追するための国際刑事裁判所が設立された。しかし、裁判所の管轄権の問題、犯罪の構成要件の敷居の高さを考えると、戦争犯罪や人道に対する罪という重要な犯罪に対する正義を守るという機能は認められるが、人権侵害を受けた個人への救済のためには、実効的な制度とは必ずしもいえないであろう。したがって、今後も武力紛争時における人権侵害について、人権条約機関による監視が求められる⁽¹³⁷⁾。

人権条約機関の議論を概観すると、国際人道法への言及がしばしば見られるようになっていくことがわかる。人権条約上の管轄権の限界から、人権条約機関が実際に適用するのはその設立根拠たる人権条約となるであろうが、武力紛

争時の人権侵害に関して、国際人道法が、少なくとも人権条約解釈の補助となることは認められている⁽¹³⁸⁾。限定的ではあるものの、このように人権条約機関が、紛争当事国による国際人道法遵守を確保するための監視機関としても機能しつつあることは、望ましい傾向である。こうした両法の履行確保における実行からも、国際人権法と国際人道法が、相互に補完し合いながら、互いの解釈の発展を促していくことが期待される。

最後に、両法が共有している人間の生命と尊厳の保護は、ジュネーブ条約共通第3条や第一追加議定書第75条に規定され、また人権条約上は離脱不可能な権利として保障されている。これらは、強行規範としての性質を有していると考えられており、すべての国家はこの規範からいかなる逸脱も許されない。そして、国際人権法の離脱規定に注目すると、緊急事態における国家の人権保護義務からの離脱は、国際人道法と同じく、その必要性和人道的考慮の均衡の上に認められていることがわかる。つまり、義務の離脱は一時的に、かつ国民の生命が危機にさらされているという非常に限定的な状況においてのみ認められ、その手段も国家の維持のために必要な限度を超えてはならない。離脱規定の根底にある規範は、国際人道法のそれと全く同じである。そうであるとすれば、国際人道法に常に特別法としての優位性を認めなければならない理由はない。国際人道法と国際人権法は、ある事項を異なった側面から規定しているか、あるいはどれだけ詳細に規定しているかという点で差異があるのであり、相互に強化し合うことができる⁽¹³⁹⁾。したがって今後、両法の間には緊張を見出すのではなく、調和を求めていく

⁽¹³⁴⁾ 占領地域における児童の教育について第四条約第50条、占領地域住民の健康について同第56-57条、占領地域住民の食糧の確保、救済品について同第55条及び59-62条など。

⁽¹³⁵⁾ Droege, *op. cit.*, pp.342-343.

⁽¹³⁶⁾ Dinstein, *op. cit.*, p.25.

⁽¹³⁷⁾ UNDoc. E/CN.4/Sub.2/2005/14, paras. 11, 28; Heintz, *op. cit.*, pp.812-813.

⁽¹³⁸⁾ Lubell, *op. cit.*, p.744.

⁽¹³⁹⁾ Droege, *op. cit.*, pp. 343-344.

解釈がより共有されていくと考えられる。

おわりに

これまで見てきたように、国際人権法は、平時に適用される法として発展してきたが、今後は武力紛争時にも適用され続けることは間違いないであろう。特に、人間の生命や尊厳に関わる権利は、国際人道法と国際人権法の両法にとって中核となる権利であり、いかなる事態においても保障されなければならないといわれている。両法の適用関係について、ICJは、武力紛争時に限って適用されるという点から、国際人道法を特別法 (*lex specialis*) であると述べたが、これを国際人道法が常に国際人権法に優先するとしたと解するべきではないであろう。国際人道法と国際人権法が目的とする、人が人であるがゆえに保護されるべき基本的権利の保障は、両法に共有されているのであり、一方の適用が他方の適用を除外するものではない。

特に今日の状況、すなわちテロリズムや、国内騒擾の頻発、そしてそうした状況から、ジュネーブ条約共通第3条の要件を満たさない「内戦」、さらに非国際的または国際的武力紛争への移行は、国際法の適用の間隙を生み出してしま⁽¹⁴⁰⁾。グアタナモに拘束されている者たちは、まさにこうした間隙に陥ったものである⁽¹⁴¹⁾。しかし、国際人権法、特にその中核となる離脱不可能な権利の保障規定は、武力紛争時にも適用されるのであるから、国際人道法が生み出す保護の間隙は人権法によって埋められなければならない。逆に、条約法として発達した人権法の領域的管轄の限界⁽¹⁴²⁾や離脱規定による保護の間隙は、より普遍的な慣習法として発達した国際人道法によって埋められるべきである⁽¹⁴³⁾。国際人道法と国際人権法の間には、対立ではなく調和的な関係があるのであり、それを踏まえた、個人の保護のための包括的なアプローチが求められている。

(まつば まみ)

⁽¹⁴⁰⁾ Malcolm Shaw, *International Law*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, p.1075.

⁽¹⁴¹⁾ グアタナモにおける被拘束者の取扱いについて、国連の人権問題に関する様々な作業部会の特別報告者が、2006年に共同で報告書を作成した。そこでも、それまでのICJや自由権規約委員会の議論をふまえ、国際人道法と国際人権法の補完的な関係が確認されている。UNDoc. E/CN.4/2006/120, "Situation of detainees at Guantánamo Bay," paras.15-16.

⁽¹⁴²⁾ 地域的条約である欧州人権条約及び米州人権条約は、本来一定の地域の国家を対象とした条約である。しかし、これらの条約の域外適用の問題は、国際法上、大きな議論となっている。Ralph Wilde, "Legal "Black Hole"?: Extraterritorial state action and international treaty law on civil and political rights," *Michigan Journal of International Law*, Vol.26 No.3, 2005, pp.739-806; Virginia Mantouvalou, "Extending Judicial Control in International Law: Human Rights Treaties and Extraterritoriality," *International Journal of Human Rights*, Vol.9 No.2, June 2005, pp.147-163など。

⁽¹⁴³⁾ Theodor Meron, "The Humanization of Humanitarian Law," *American Journal of International Law*, Vol.94 No.2, April 2000, p.267.